SNS などで
誹謗中傷を受けて
お困りの方へ

SNS等で誹謗中傷をした者の情報開示の裁判手続がより簡易になりました。

2022年
10月1日から
施行

プロバイダ責任制限法が改正され、新たな裁判手続が始まりました。

Q. 改正により何が変わるのでしょうか？

新しい手続では、対面の審査が必須でなくなること等により、情報開示までの期間の短縮が見込まれます。
また、これまでの制度では、発信者の情報開示を請求するためには、SNS 事業者とインターネット接続事業者に対して、別々に裁判を行う必要がありましたが、これからは、一体の手続で済ませることも可能になります。

（例※1）期　　間：半年～１年半 ⇒ 数ヶ月～半年　　手数料※2：15,000 円 ⇒ 1,000 円※3

※1 個別の事案により異なります。　※2 弁護士費用等別途必要な費用があります。　※3 一申立てあたり。

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

プロバイダ責任制限法　総務省

#NoHeartNoSNS ハートがなけりゃSNSじゃない！

インターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口のご案内

インターネットの書き込みにより、誹謗中傷などの被害にあわれた場合

解決策について相談したい

悩みや不安を聞いてほしい

「まもろうよ　こころ」（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro

◎**悩みや不安を抱えて困っている方**に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。電話、メール、チャット、SNSなど、**様々な方法による相談**が可能です。

・解決策がわからない
・書き込みを削除したい

書き込んだ人に賠償等を求めたい

弁護士に相談
または　法テラス
https://www.houterasu.or.jp

・身の危険を感じる
・犯人を処罰してほしい

最寄りの警察署や都道府県警察本部の サイバー犯罪相談窓口
https://www.npa.go.jp/cyber/soudan.html

・まずアドバイスがほしい
・自分で迅速に削除依頼したい

・自分で削除依頼できない
・自分の代わりに削除要請してほしい

ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

国の機関に相談したい

民間機関に相談したい

「違法・有害情報相談センター」（総務省）

https://www.ihaho.jp

迅速な助言

◎相談者自身で行う**削除依頼の方法**などを**迅速にアドバイス**します。

◎**インターネットに関する**技術や制度等の**専門知識や経験を有する相談員**が対応

◎人権侵害に限らず、様々な事案に対して**幅広なアドバイスが可能**

◎インターネットで相談の受付や相談のやりとりを行います。

※削除要請ではなくアドバイスを行う相談窓口です

「人権相談」（法務省）

https://www.jinken.go.jp

「みんなの人権110番」
0570-003-110

削除要請・助言

◎相談者自身で行う**削除依頼の方法などの助言**に加え、**法務局が**事案に応じて**プロバイダ等に対する削除要請**を行います。

◎削除要請は、**専門的知見を有する法務局が違法性を判断**した上で行います。

◎全国の法務局における面談のほか、電話やインターネットでも相談を行います（外国語にも対応）。

※違法性の判断に時間を要する場合があります

「誹謗中傷ホットライン」（セーファーインターネット協会）

https://www.saferinternet.or.jp/bullying/

プロバイダへの連絡

◎インターネット上の誹謗中傷について、連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したものについては、国内外のプロバイダに**各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡**を行います。

◎**インターネット企業有志によって運営**されるセーファーインターネット協会（SIA）が運営しています。

◎インターネットで連絡を受付し、やりとりはメールで行います。

※プロバイダへの連絡を行わない場合もあります

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。